

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布業務委託について
----	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項(個人情報の電子計算機処理の委託、電磁的媒体の提供を伴う委託、重要な個人情報の提供等を伴う委託、指定管理者に公の施設の管理を行わせる、再委託、派遣労働者を受け入れる)

(担当部課： 高齢者サービス課)
担当係 サービス係 担当者 高橋 内線(3813)

事業の概要

事業名	一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布業務委託
担当課	高齢者サービス課
目的	75歳以上の一人暮らし高齢者に対し、情報紙を定期的に訪問配布することにより、高齢者の日常生活に関する情報提供を行うとともに、既存のサービスでは目の届かなかった高齢者を安否確認・見守りの対象とすることで、高齢者の孤独死防止を図る。
対象者	区内在住の75歳以上の一人暮らし高齢者。
事業内容	<p>(1)事前案内通知（見本紙同封）の封入封緘委託 平成20年3月31日現在75歳以上の単身世帯に発送（特別養護老人ホーム入居者等を除く）約11,700世帯</p> <p>(2)民生委員による居住実態等の調査（第1号配布時） 民生委員が第1号の訪問配布と併せて継続配布の意思確認調査を行い、第2号以降の配布対象者数を把握する。訪問対象世帯数は(1)に同じ。 （以上、平成18年度第6回個人情報保護審議会へ報告済み）</p> <hr/> <p>情報紙の内容 名称：「ぬくもりだより」 毎月1日、15日発行 A4版両面刷2頁 編集方針：高齢者の生活に身近な話題を、読みやすく、分かりやすく紹介。 委託法人による配布 月2回 初回訪問時の調査により配布が不要であることが判明した世帯を除く対象者へ配布。</p> <p>今後の予定 9月中旬～ 配布委託法人による月2回配布 12月下旬～1月初旬に民生委員による2回目の配布を予定</p>

件名 一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	高齢者サービス課	委託先	公益法人 特定非営利法人
登録業務の名称	一人暮らし高齢者への情報紙の 訪問配布等		
情報はどのような媒体 に記録されているか	紙	情報はどのような媒体 で提供するのか、取 扱わせるのか	紙
保有している 情報項目	・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・電話番号 ・世帯構成	左欄の保有情報のう ち、業務委託に伴い 提供する項目又は 処理を依頼する項目	・住所・氏名・電話番号
委託の理由	対象となる世帯に対して情報紙を月に2回定期的・継続的に訪問配布するため。		
委託内容	対象となる高齢者宅を訪問し、情報紙を手渡すことにより、一人暮らし高齢者の安否確認・見守りを行う。		
委託の開始時期及び 期限	平成19年 9月 1日 から 平成20年3月31日まで(継続予定)		
委託にあたり区が行う 情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」 を付す。	受託事業者としての 情報保護対策	1 取扱責任者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。

特記事項

（基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（適正な管理）

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（複写等の禁止）

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（再委託の禁止）

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（資料等の返還等）

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

（監査）

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

（事故発生時等における報告）

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。